

# 中学校における 文化部活動地域移行の 現状と方向性について

1

令和5年10月6日(金)

長崎市文化振興審議会 説明資料

## <学校部活動と地域クラブ活動の違い>

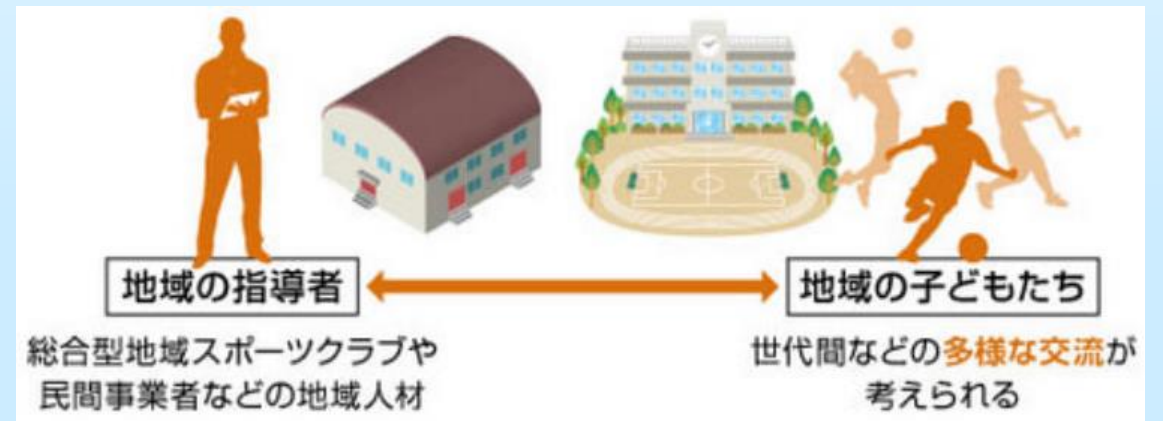
### 学校部活動

- ・ **学校が主体** となってしまう
- ・ 基本的に **学校の中** で実施
- ・ 複数校による **合同部活動** の導入や、**部活動指導員等** の **地域の人材** の活用（地域連携）を推奨



### 地域クラブ活動

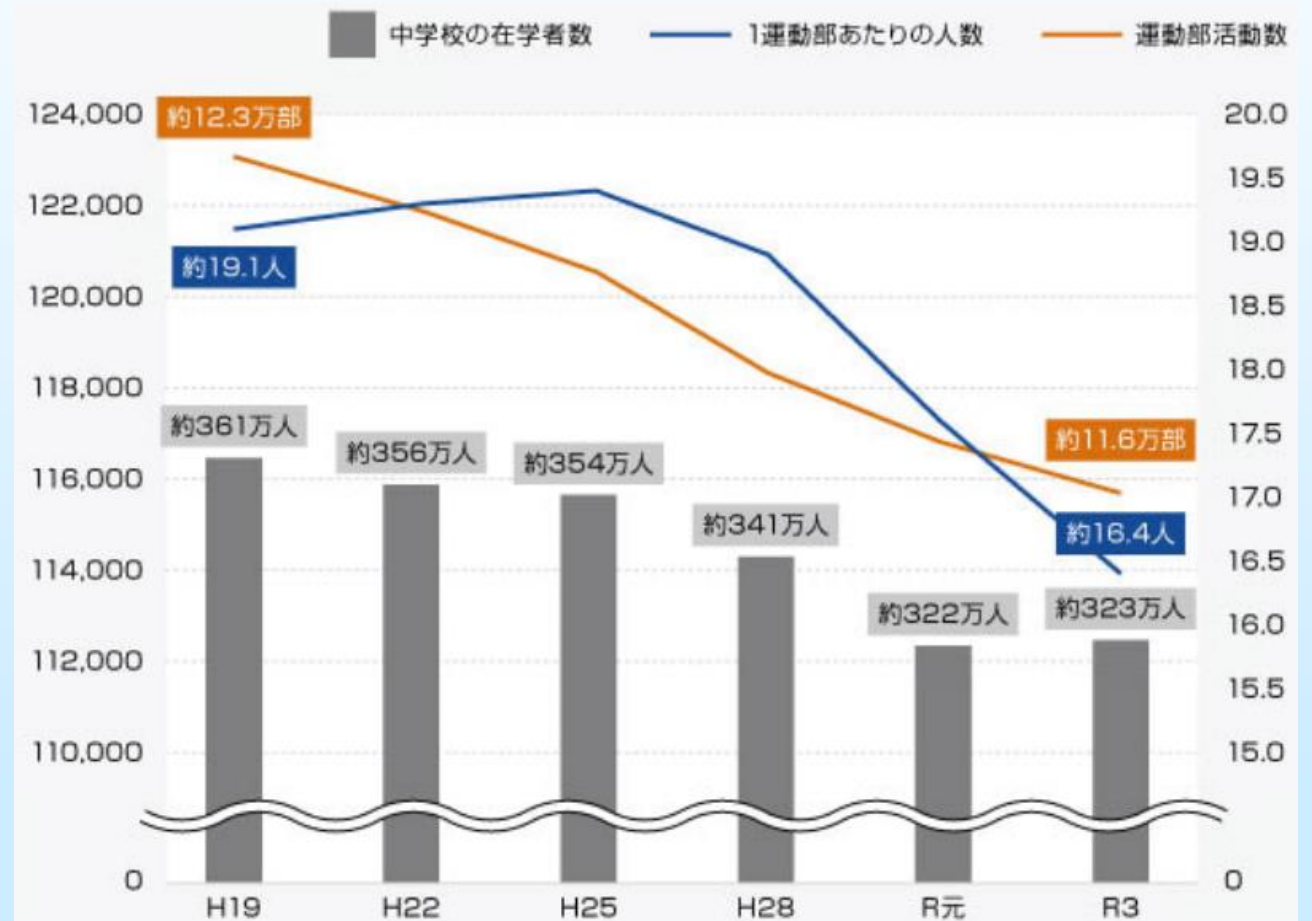
- ・ **地域が主体** となってしまう
- ・ **多様な場所** で実施（公共施設や民間施設、学校など）
- ・ **多世代・多様目** な活動



## <なぜ部活動改革が必要か>

### 全国で**少子化**が深刻化

- 各部活動の人数減
  - 練習ができない
  - 大会に出場できない
- 中学校の部活動設置数減
  - やりたい活動が学校にない

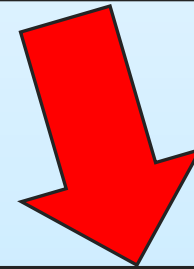


(出典) 中学校在学者数:「学校基本調査」/1運動部あたりの人数・運動部活動数:日本中学校体育連盟による調査

## <長崎市の部活動の現状>

- 長崎市36中学校に約8,400名の生徒が在籍
- 18種目の運動部活動、11種目の文化部活動
- 全生徒の72%にあたる約6,000名が部活動に加入

学校だけでは解決できない  
今の体制では継続できない



- 少子化、学校の小規模化
- 部員不足、教職員や指導者の不足

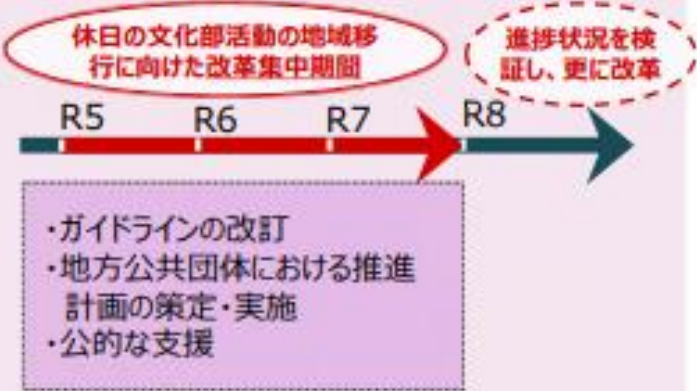


# <文化庁検討会議提言（令和4年8月9日手交）>



## 改革の方向性

- まずは、休日の文化部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目途  
（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）
- 平日の文化部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進  
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識



## 課題への対応

- |                    |  |                |   |
|--------------------|--|----------------|---|
| <b>新たな文化芸術環境</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体</li> <li>・生徒の状況に適した機会を確保</li> </ul>   | <b>大会</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請</li> <li>・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援</li> </ul>  |
| <b>文化芸術団体等、指導者</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供</li> <li>・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討</li> <li>・指導者資格の取得や研修の実施の促進</li> <li>・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク</li> <li>・指導者の確保のための支援方策の検討</li> </ul> | <b>会費や保険</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・困窮する家庭への費用の支援方策の検討</li> <li>・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請</li> </ul>  |
| <b>活動場所</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの方策</li> <li>・社会教育施設、文化施設等の活用の促進</li> </ul>   | <b>学習指導要領等</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討</li> <li>・部活動等から何える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価</li> <li>・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す</li> </ul> |

## <文化部活動の特徴として>



- ・活動によって大きく状況が異なる。  
(規模、練習頻度、コンクール出場や応募、会場、物品……)
- ・文化関連の総括組織がない。
- ・(中学生を対象とした)文化活動団体や指導者リスト等がなく、把握が難しい。



## <R4, R5の方向性として>

### I 情報収集

- ・他の自治体等の実施状況
- ・全日本吹奏楽連盟の登録規定・大会規定の改定 (R5.1月他)

#### 第3条 (団員の構成員)

旧 (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。

**新 (1) 小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合団体に在籍している小学校児童とする。**

旧 (2) 中学校部門 同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童は認める。)

**新 (2) 中学生部門 同一中学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している中学校生徒とする。(活動を共にする小学校児童は認める)**

## < R4, R5の方向性として >

# 1 情報収集

### ・(参考)全日本合唱連盟の場合

2 中学校部門、高等学校部門における特例を以下に定める。

(1) 中学校部門、高等学校部門においては、同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演単位でそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。

(2) 中高一貫校は高等学校部門に中学校相当学年を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した当該生徒は中学校部門に出演することはできない。

(3) 合同合唱団は3校以内で編成する合唱団で、常時活動し、当該正会員連盟の理事長及び支部長が認めたものとする。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。



< R4, R5の方向性として >

- 2 文化部地域移行についての情報交換
- 3 市の施設を利用した地域文化クラブ設立の検討  
→ 設立に係る楽器等の費用、指導者、会場等の課題
- 4 各中学校への情報提供
- 5 地域の文化団体等への情報提供
- 6 高等学校や大学等への情報提供

→ 部活動地域移行関係者協議会 (R4.10月～)

→ 総括コーディネーター (R5.4月～ 健康教育課に1名配置)

## < R5, R6の方向性として >

### 情報収集で見えてきたこと……

#### ○ 吹奏楽部は「違う」

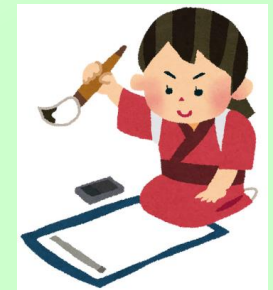
→「規模」「**楽器**」「練習」「**大会**」「**移動・運搬**」「指導者」……

#### ○ 生徒・保護者や学校のニーズ

→活動中の部は、必ずしも合同化や地域移行化を求めている

#### ○ 中学校以外の認知度は低い

→指導者確保・新たな受け皿の開拓 が必要



## < R5, R6の方向性として >

推進校への協力、連携と情報提供

指導者確保・新たな受け皿の開拓 に向けて…

★ 文化部の合同化・地域移行化を前向きに検討している学校

- ・ 山里中学校
- ・ 桜馬場中学校、片淵中学校、長崎中学校

→市として拠点校方式や近隣校合同による部活動実施を検討

★ 長崎県文化活動指導者等人材リストの活用



★ 生涯学習課の公民館講座等の人材(リスト)との連携

★ 文化団体等への情報提供



長崎県 電子申請システム

申請書ダウンロード

申請書ダウンロード

申請中の手続き名: 長崎県文化活動指導者等人材リスト登録申込

申請者の氏名を入力してください。 **必須**

氏:  名:

申請者(フリガナ)を入力してください。 **必須**